

7 方法書対象地域

方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）については、環境影響評価制度の趣旨に基づき、事業の実施により環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲として設定します。

具体的には、本事業における環境影響評価項目の温室効果ガス、生態系、動物、植物、緑地、湧水の流量、大気汚染、騒音、振動、交通混雑、景観及びふれあい活動の場への影響が想定される周辺地域とします。

各項目について影響の発現特性を踏まえた整理結果は表7-1のとおりであり、整理結果を踏まえ、評価項目ごとの影響範囲の特性を総合的に勘案しました。

表7-1 評価項目における影響の発現特性

評価項目	整理結果
温室効果ガス	事業活動に伴うエネルギー使用に起因し広域的に発生するため、距離に依存せず事業全体の排出量として評価
生態系、動物、植物	生息・生育環境の分布及び移動範囲に依存し、連続した生態系構造として把握する必要あり
緑地	周辺環境との連続性及び緑地ネットワークの構成に着目して評価
湧水の流量	地形変化の影響を受けるため、流域及び地下水系の範囲で捉える必要あり
大気汚染	粉じん及び排出ガスは拡散による影響を受けるが、特に発生源近傍において影響が顕著
騒音、振動	距離減衰特性を有し、発生源近接域において生活環境への影響が顕著
交通混雑	発生交通は周辺道路網を通じて影響を及ぼすため、対象は道路ネットワーク及び主要交差点
景観	構造物の出現等による視覚的影響であり、視認性及び眺望点に基づき評価
ふれあい活動の場	公園や散策路等の利用状況に依存し、利用者の活動範囲及びアクセス経路を踏まえて評価

上記の整理を踏まえ、大気汚染、騒音及び振動の生活環境に係る項目については、いずれも発生源からの拡散又は距離減衰の影響を受け、特に近接域において影響が顕著となる共通の特性を有することから、生活環境に係る項目における影響が特に顕著となる範囲を基準とすることが合理的であると判断しました。

以上から、事業の実施により環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲については、一般に、生活環境項目（大気汚染、騒音、振動）においては、数百メートル程度の範囲が影響の把握及び住民生活との関係において重要となる距離スケールとされていること及び、既往の環境影響評価事例を参考とし、本事業では実施区域境界から約 200m の範囲を方法書の内容について周知を図る必要がある地域の基本として設定しました。

以上より、上記の約 200mの範囲にかかる町名等を方法書の内容について周知を図る対象とします。（表7-2及び図7-1）

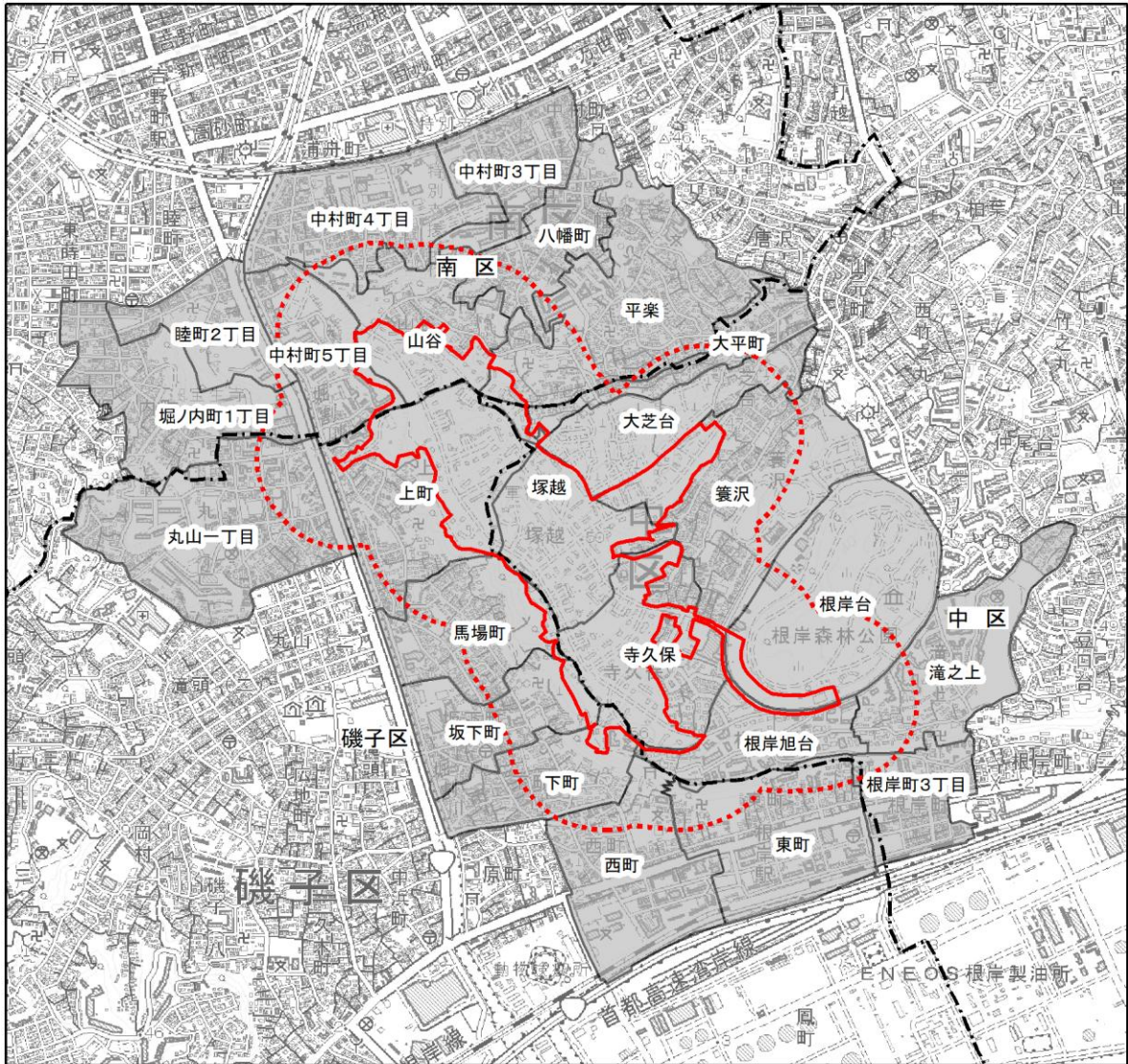
なお、対象となる町名等で環境影響が及ばないと想定される範囲が大きい場合は、上記の約

200mを目安に道路などの線状構造物で区切ることとします。

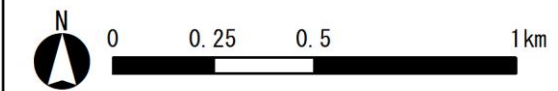
表7-2 方法書対象地域

区名	町名等
中区	大芝台、大平町、滝之上、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、根岸町3丁目、箕沢
南区	山谷、平楽、中村町3丁目、中村町4丁目、中村町5丁目、八幡町、堀ノ内町1丁目、睦町2丁目
磯子区	上町、坂下町、下町、西町、馬場町、東町、丸山一丁目

※町名等の表記は、「横浜市の町名一覧（令和6年9月2日現在）」（横浜市市民局）による。



- 凡例
- 実施区域
 - 区界
 - 影響範囲(実施区域周辺200m)
 - 方法書対象地域



出典：町境界は「e-Stat（政府統計の総合窓口）統計地理情報システムデータダウンロード」サイトより取得

図7-1 方法書対象地域